

設 計		精 算	
--------	--	--------	--

工 事 設 計 書

行橋市大字矢留

工 事 名 非常用発電機更新工事

(設 計 額)

(消 費 税 額)

(合 計)

工 事 費

+

=

第 号	工 事 の 大 要	非常用自家発電設備625kva N=1式
	起 工 理 由	

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
本工事	1	式				
【機器単体費】	1	式				
機器費	1	式				
非常用発電機 625KVA	1	台				
燃料小出し槽	1	台				
冷却水減圧水槽	1	台				
排気消音器	1	台				
発電機盤	1	面				
自動始動盤	1	面				
始動用バッテリー盤	1	面				
処分費	1	式			明 3 号	
純製作費	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
工場製作原価	1	式				
【据付工事】	1	式				
据付	1	式				
輸送費	1	式			A 1号	
材料費	1	式			A 2号	
労務費	1	式			A 3号	
複合工費	1	式			A 4号	
直接経費	1	式			A 5号	
仮設費	1	式			A 6号	
直接工事費計						
共通仮設費計	1	式				
共通仮設費(積上げ)	1	式				

本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
据付間接費	1	式			明 1 号	
据付工事原価	1	式				
機器間接費	1	式				
設計技術費	1	式			明 2 号	
一般管理費等	1	式				
据付工事価格	1	式				
工事価格	1	式				
消費税等相当額	1	式				

非常用発電機更新工事

【 第 1 号 B代価表 】

直接材料費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
高圧ケーブル	1	式			C 1 号	
低圧ケーブル	1	式			C 2 号	
制御ケーブル	1	式			C 3 号	
その他電線	1	式			C 4 号	
端末処理材	1	式			C 5 号	
電線管類	1	式			C 6 号	
小配管、弁類	1	式			C 7 号	
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 2 号 B代価表 】

一般労務費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
電工		人				
配管工		人				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 3 号 B代価表 】

技術労務費

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
電気通信技術者		人				
電気通信技術者		人				
電気通信技術者		人				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 2 号 C代価表 】

低圧ケーブル

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
EM-CE 14mm2 3C	12	m				
EM-CE 8mm2 2C	48	m				
ケーブル付属材料	1	式				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 3 号 C代価表 】						
制御ケーブル						1 式 当り
名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
EM-CEE 8mm2 2C	8	m				
EM-CEE 3.5mm2 3C	8	m				
EM-CEE 1.25mm2 30C	30	m				
EM-CEE 1.25mm2 12C	30	m				
EM-CEE 1.25mm2 8C	31	m				
EM-CEE 1.25mm2 5C	8	m				
EM-CEE 1.25mm2 3C	15	m				
EM-CEE 1.25mm2 2C	41	m				
ケーブル付属材料	1	式				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 4 号 C代価表 】

その他電線

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
EM-1E 60mm ²	17	m				
EM-1E 3.5mm ²	1	m				
ケーブル付属材料	1	式				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 5 号 C代価表 】

端末処理材

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
6kv EM-CE T (屋外) 38mm2 2C	1	組				
6kv EM-CE T (屋内) 38mm2 2C	5	組				
600V EM-CE 14mm2 3C	2	組				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 6 号 C代価表 】

電線管類

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
HIVE 70mm 露出	2	m				
HIVE 22mm 露出	11	m				
HIVE 16mm 露出	12	m				
FEP 80mm 露出	10	組				
FEP 30mm 露出	10	組				
電線管付属材料	1	式				
プルボックス 塩ビ 250×250×200	1	個				
プルボックス 塩ビ 150×150×100	1	個				
計						
単位当たり						

非常用発電機更新工事

【 第 7 号 C代価表 】

小配管、弁類

1 式 当り

名 称 ・ 規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
炭素鋼管 SGP300 (屋内)	2	m				
炭素鋼管 SGP200 (屋内)	4	m				
炭素鋼管 SGP-W80 (屋内)	17	m				
炭素鋼管 SGP-W65 (屋内)	11	m				
炭素鋼管 SGP40 (屋内)	5	m				
炭素鋼管 SGP32 (屋内)	2	m				
炭素鋼管 SGP32 (屋外)	1	m				
炭素鋼管 SGP25 (屋内)	16	m				
炭素鋼管 SGP-W25 (屋内)	1	m				
小配管付属材料	1	式				
計						
単位当たり						

行橋市矢留浄水場
非常用発電機更新工事

特記仕様書

令和2年6月

目 次

第1章	総 則	1
第1節	一般事項.....	1
第2章	自家発電設備	12
第1節	概 要.....	12
第2節	機器仕様.....	12
第3節	工 事.....	13
第3章	撤去工事	15
第1節	概 要.....	15
第2節	撤去機器.....	15
第3節	工 事.....	15
第4章	仮設工事	16
第1節	概 要.....	16
第2節	仮設機器.....	16
第3節	工 事.....	16

第1章 総 則

第1節 一般事項

1. 1. 1. 概 要

本特記仕様書は、矢留浄水場非常用発電機更新工事に適用するものであって、関係法規・一般仕様書・その他特別に定めるもののほかはすべて本特記仕様書に準拠し、本市係員（以下係員とする）の指示により、施工に当たらなければならない。

1. 1. 2. 法規の適用

本工事に適用する規格ならびに工事基準は、特に記載しない事項については現行下記によること。

1. J I S（日本工業規格）
2. J E C（電気規格調査会・標準規格）
3. J E M（日本電機工業会・標準規格）
4. J C S（電線技術委員会・標準規格）
5. 電気設備技術基準（通省産業省令）
6. 電気設備工事共通仕様書（建設省営繕部監修・営繕協会編）
7. その他この工事に関係ある法令・条例および規則等すべて適合しなければならない。

1. 1. 3. 届出・手続

本工事に必要な届出・手続等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1. 1. 4. 疑 義

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は係員に申し出て、その指示に従う。

1. 1. 5. 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり・もしくは取合上、機器の取付け位置または取付け工法等の軽微な変更は係員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1. 1. 6. 機器および材料

1. この工事に使用する機器・材料は各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度係員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
2. 日本工業規格（以下 J I S 規格という）に制定されているものはこれに適合し、かつ電気用品取締規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1. 1. 7. 設計図書優先順位

設計図書優先順位は下記による。

1. 現場説明書および質疑応答
2. 監督職員の指示
3. 本特記仕様書
4. 設計図
5. 設計書
6. 各共通仕様書
7. 各種標準仕様書および示方書

1. 1. 8. 疑義

工事仕様書と設計図の内容に疑義のある場合、全て本市上水道課（以下甲という）と協議し、その指示に従うものとする。

1. 1. 9. 用地関係

1. 発注者が確保した用地内で本工事以外の事で請負者（以下乙という）が使用する場合は、甲の承諾を得、工事完了後は原則として現形に復元すること。
2. 発注者が確保する以外で乙が施工時必要とする工事用地等については、甲と協議の上、乙の責任と負担において確保しなければならない。
なお、この用地については、土地所有者および関係者との契約等を遵守しなければならない。
3. 境界杭の設置については、必要に応じて甲の立会いの上、設置すること。
また、現存する境界杭は保存に努めること。

1. 1. 10. 施工計画

1. 乙は契約締結後、速やかに施工計画書および全体工事工程表を甲に提出しなければならない。なお、重要な変更が生じた場合には、変更施工計画書を提出すること。
2. 甲が特に必要と認めて指示するものについては、予めその設計図書等を提出し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本工事の施工にあたり、乙は設計図書並びにこの仕様書、工事請負契約書およびその他関連諸法令規則を遵守しなければならない。
4. 必要に応じて、各工種毎の具体的な計画を定めた工種別の施工計画を当該工事に先立ち作成し、甲の承諾を得ること。

1. 1. 11. 変 更

設計図書については原則として変更は認めないものとするが、施設の目的達成のために必要な施設または工事の性質上当然必要とする事項については、甲の承諾を得て、方式、製品等の部分的な変更ができるものとする。

この場合、機能および内容が現設計より下まわらないことを原則とし、乙の責任において完備するものとする。また、変更内容、数量等は、変更図書として整理する。

1. 1. 12. 承諾図書

乙は、材料および機器の購入については工事着手前に予め承諾図、検討書等を作成し、甲の承諾を得るものとする。

1. 1. 13. 材料および機器

使用材料および機器はすべてそれぞれの用途に適合する欠点のない製品で、かつ、すべて新品とし、日本工業規格（J I S）日本農林規格（J A S）日本水道協会規格（J W W A）電気規格調査会規格（J E C）日本電気工業会標準（J E M）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

規格品以外の製品を使用する場合は、規格値を下まわらないこととし、実績表、工法、仕様を明示の上、甲の承諾を得なければならない。

なお、甲が指示した場合は、使用材料および機器等の材料試験、または立会性能試験を行うものとする。

1. 1. 14. 現場代理人および主任技術者

乙は、契約と同時に現場代理人および主任技術者を定め、その他の主要な使用人の経歴書および職務分担表を添えて届出なければならない。

現場代理人は、工事現場に常駐し甲の指示に従い工事現場の取締まり、その他本工事施設目的をよく理解し、工事に関する一切の事項を処理しなければならない。

1. 1. 15. 委託または下請負

乙は、工事の全部または大部分を第三者に委託し、または請負わせてはならない。各種施工種別毎の下請業者については、乙の責任において選定するものとするが、選定した業者の経歴および現場責任者の経歴書等を甲に提出し承諾を得なければならない。

1. 1. 16. 諸手続

乙は、工事の施工に必要な関係諸官公署および他企業への諸手続きを迅速かつ確実に行之、その経過については、速やかに甲に報告しなければならない。

1. 1. 17. 費用の負担

材料および工事の検査ならびに工事施工に伴う測量検査、試掘、諸手続きに必要な費用等、工事引渡しまでに要する経費はすべて乙の負担とする。

1. 1. 18. 工事写真

工事写真は、工事名、撮影対象物、場所等の要項を記入の上提出する。

1. 着工時

敷地、全景2方向以上および境界等で、後日のため必要と思われる地点、甲の指示する地点を着工後ただちに撮影する。

2. 工事中

主要部分および隠ぺいとなる箇所を、その都度撮影する。

3. 事故発生時

必要箇所をすべて撮影する。

1～3は手札形（カラーサービスサイズ）とし、各2部提出する。

4. 竣工時

本工事の対象機器すべて（発注図書記載）について撮影。4はすべてカラーサービスサイズとし、2部提出（原版共）とする。

1. 1. 19. 保証期間

本施設の保証期間は、正式引渡しの日より3年間とする。保証期間中に生じた設計、施工材質および構造上の欠陥によるすべての破損、故障等は乙の負担にて速やかに補修、改造または取り替えを行うものとする。ただし、消

耗品や甲の誤操作および天災等の不測の事故に起因する場合は、この限りではないものとする。

1. 1. 20. 消耗品

消耗品については、本施設引渡し後1年間に必要とする数量以上とする。費用は、乙の負担とする。

1. 1. 2 1. 提出書類

請負人は、次の書類を提出しなければならない。

ただし、下記以外の書類で、監督職員より提出を求められたものについては、その都度速やかに提出しなければならない。

項 目	書 類 名	提出期限	備 考
工事着手時	着工届	契約日後 2週間以内	
	工事工程表（全体）	〃	
	現場代理人等通知書	〃	
	同上経歴書	〃	
	施工計画書	〃	
	職務分担通知書	〃	施工計画書に添付
	工事实施工程表	〃	
	現場組織表および緊急連絡先通知書	〃	
	下請業者決定通知書	〃	
工 事 中 の 書 類	工事打合せ簿	その都度	
	工事日報	毎週・月末	
	週別または月別工程表	〃	
	工事進捗状況等	毎 月 末	
	施工設計図の承諾申請	その都度	
	使用材料承諾願	〃	
	各種検査試験成績書	〃	
	契約書に記載された書類	〃	
工事完了後 の書類	工事完了通知書	その都度	
	完了検査依頼書	〃	
	工事完成図書	完成検査日	
	工事記録写真帳	〃	
その他	各種保証書	その都度	合格認定通知後
	監督職員から要求された図書	〃	

(届出図書の部数は監督職員との協議によるものとする)

1. 1. 2 2. 提出図書（詳細は上水道課と協議のうえ決定する）

1. 施工承認申請図書

乙は、工事施工に際しては、事前に施工承認申請図書により甲の承諾を得てから着工すること。

(1) 既製品および機器類

(外形図、組立図、材質、製造者)	2部
(2) 施工計画書 (工程表を含む) (工事概要、現場組織、工程、仮設計画、 各種調査、施工方法、安全管理その他)	2部
(3) 検査要領書	2部
(4) 計算書、検討書 (施工承諾図書他)	2部
(5) その他必要な図書	2部

2. 完成図書

乙は工事竣工に際して、完成図書として、つぎのものを提出すること。

(1) 竣工図 (A 1、A 4 観音製本)	各 3部
(2) 変更図書および検討書	3部
(3) (1)、(2) の原図原稿	1部
(4) 試験成績書 (強度、品質)	1部
(5) 管理・出来形図	1部
(6) 資材搬入書類 (写真・伝票含む)	1部
(7) 機器取り扱い説明書	3部
(8) 単体機器試験成績書	1部
(9) 工事日報	1部
(10) 実施工程表、状況写真 (定点)	毎月 1部
(11) 完成写真	3部
(12) 工事写真	1部
(13) フィルム (ケース整理) 及びデータ	1式
(14) 承諾書類	1式
(15) 打合せ議事録	3部
(16) その他甲の指示する図書	1式

以上についての製本のとりまとめ書式は甲の指示を受ける。

また、費用については乙の負担とする。

1. 1. 23. 検査および試験

工事に使用する主要材料・機器（特に二次製品）の検査および試験は、下記により行うこと。

1. 立会検査および試験

指定主要材料・機器の検査および試験は、甲の立会のもとで行うこと。検査を受ける必要のあるものについては、甲が指示をする。ただし、甲が認めた場合には、乙が提示する検査（試験）成績表をもってこれに代用することができる。

2. 検査および試験の方法

検査および試験は、予め甲の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行う。

3. 検査および試験の省略

公的、またはこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機材については、検査および試験を省略できる場合がある。

4. 経費の負担

工事に係る検査および試験の手続きは乙において行い、これらに要する経費は乙の負担とする。

1. 1. 24. 工事検査

工事中および工事完了後には、書類および現場検査を行う。その場合、甲に指示する要領書を作成し、甲ならび検査員立会の上実施するものとする。その結果、不良部分や改良を要する部分が生じた場合、速やかに改造するものとし、試験、検査および改造に要する経費はすべて乙の負担とする。工事中において検査する必要性のあるものについては、甲が工事中に指示をする。

1. 1. 25. 正式引渡し

工事竣工後、本施設を正式引渡しするものとする。工事竣工とは、工事概要に記載された工事範囲の工事をすべて完了し、竣工検査により合格が確認された時点とする。

1. 1. 26. 仮設工事等

1. 現場事務所、作業員詰所、監督員詰所、機材置場等については、敷地状況、工事条件等十分に調査し、仮設計画書を作成の上、甲の承諾を得ること。
なお、監督員詰所は工程会議が行える広さを確保し、机・椅子・黒板・ロッカー等を準備し、空調設備を施すこと。
2. 工事現場の周辺または工事の状況により仮囲い、足場等を設け安全作業管理に努めること。
3. 敷地周辺の交通量、交通規制、仮設配線等を十分配慮し、機械・資材等の搬入・搬出口を検討するとともに、必要に応じて交通整理員を配置するなど、交通の危険防止に対処すること。
4. 仮設（電気・水道・電話）等は請負者の負担とし、本施設との関係を十分考えて設置すること。
5. 足場・栈橋・仮囲い等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱その他関係法令等に従い、適切な材料および構造のものとする。
6. 工事中、公衆に影響を及ぼす行為（公害の発生や付近地権者との紛争を起こすような行為）のないよう十分な措置を講じなければならない。
7. 公道、構内道路等を工事車両で破損した場合は、甲に報告の上速やかに補修を行うこと。

1. 1. 27. 他工事との関連

同敷地内で別途発注工事が進行中である場合、工事交錯が生じることがあるが、お互いに協調の精神に基づき協力し合い、事前に打合せを行うなど工事を円滑に遂行していかなければならない。

1. 1. 28. 仮設道路および仮設電気・水道・電話・用水

本工事に必要な仮設道路・仮設電気・仮設電話・仮設用水は甲と協議の上、施工計画書を作成し、承諾を得るものとする。なお、これに係る経費は乙の負担とする。

1. 1. 29. 事故処理

乙は、工事によって発生した一切の事故について、その事故処理および補償費、すべての責任を負わなければならない。乙は、事故が生じた場合は速やかに、その日時・場所・原因・状況・被害者氏名・応急処置・その後の対策等を甲に報告し、書類としてまとめ、提出する。

1. 1. 30. 工事関係資料

1. 工事施工中、甲と協議等を行った重要な事項については、甲の記録する打合せ簿に押印し相互に確認をしなければならない。
2. 乙は、工事関係資料を他に公表または貸し出しをする場合は、甲の許可を得る。

1. 1. 31. 作業時間

1. 作業時間は、工事着工前に甲と打合せを行い承諾を受ける。
2. 工事中に連休をする場合は、速やかに甲の許可を受ける。

1. 1. 32. 事業報告書の提出

甲の指示に従い、交付申請・実績報告書に必要な書類、図面、写真（着工前・工事中・完了後）等をまとめる。この場合の提出時期および内容については、甲の指示による。

1. 1. 33. 安全対策

1. 工事車両通行部で危険箇所と思われるところは、交通整理員を配置し、歩行者の安全に注意すると共に散水、清掃を行う。
2. 電気工事の重機災害および構造物からの転落防止に特に注意する。
3. 場内は、常に安全・点検を十分に行いながら工事を進める。
4. 乙は常に安全訓練等を実施する。（内容については、甲と協議し、また実施状況報告書の提出を行う）
5. 乙は、工事中大型の重機および車輛等が公道を通行するにあたり、事前に甲と協議し、甲の指示した安全対策に基づき通行量・有効時間帯・走行速度等についての規定をした安全対策綱を作成、提出し承諾を受けるものとする。

1. 1. 34. 工事打合せ

1. 本工事に係わる担当者会議を行うものとし、これらの打合せ日時は、甲乙協議の上決定する。(全体会議・各工事別会議・別途発注工事合同会議)
2. 定例工程会議時に進捗工程表・進捗高・進捗状況がわかる定点写真等を用意すること。

1. 1. 35. 立札・他

1. 工事中に必要な立札を設置する。内容・設置場所は甲の指示によるが、費用は乙の負担とする。
2. 施工のために必要な仮設備および環境対策費について、工事設計書の意図を十分に理解し施工すること。
3. 本工事着工にあたって、地元同意条件をよく理解した上、安全な施設建設に努める。

1. 1. 36. 産廃処理

現場内で発生する一般廃棄物については、甲の指示に従い処理を行うこととする。また、本工事で発生した建築廃材については、廃棄物処理および清掃に関する法律に従って処分を行い、マニフェストを提出できるように整理すること。なお、有価物として処分する場合には処分証明書の提出を行うこと。

第2章 自家発電設備

第1節 概 要

2. 1. 1. 概 要

本設備は電気設備改築に伴い、自家発電設備の更新工事を行うものである。

第2節 機器仕様

2. 2. 1. 発電機

準拠規格 JEM

仕 様 パッケージ低騒音型（75dB以下）超低騒音型含む

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1. 数量 | 1台 |
| 2. 形式 | DEG 625KVA 6.6kV |
| 3. 仕様 | 水冷式ディーゼル機関（長時間継続型） |
| 4. 始動方式 | 電気始動方式 |
| 5. 使用燃料 | A重油 |
| 6. 防振方式 | 防振方式（水平防振） |
| 7. その他必要なもの | 1式 |

2. 2. 2. 燃料小出し槽

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 数量 | 1台 |
| 2. 形式 | 1950L |
| 3. 仕様 | 詳細図参照 |
| 4. その他必要なもの | 1式 |

2. 2. 3. 冷却水減圧水槽

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 数量 | 1台 |
| 2. 形式 | 1000L |
| 3. 仕様 | 詳細図参照 |
| 4. その他必要なもの | 1式 |

2. 2. 4. 排気消音器

- | | |
|-------|----|
| 1. 数量 | 1台 |
|-------|----|

- | | | |
|----|----------|-----------------------------|
| 2. | 仕様 | 詳細図参照 (排気出口 1 mにて 75 d B以下) |
| 3. | その他必要なもの | 1 式 |
2. 2. 5. 発電機盤
- | | | |
|----|----------|------------|
| 1. | 数量 | 1 面 |
| 2. | 形式 | 鋼板製屋内閉鎖自立形 |
| 3. | 概略寸法 | 詳細図参照 |
| 4. | 盤面取付機器 | 詳細図参照 |
| 5. | その他必要なもの | 1 式 |
2. 2. 6. 自動始動盤
- | | | |
|----|----------|------------|
| 1. | 数量 | 1 面 |
| 2. | 形式 | 鋼板製屋内閉鎖自立形 |
| 3. | 概略寸法 | 詳細図参照 |
| 4. | 盤面取付機器 | 詳細図参照 |
| 5. | その他必要なもの | 1 式 |
2. 2. 7. 始動用バッテリー盤
- | | | |
|----|----|---------------|
| 1. | 数量 | 1 組 |
| 2. | 形式 | MSE 50Ah 54セル |
- (仕様は参考とし、以下の内容を満足するものとする。
 駆動時間 10 秒、休止時間 5 秒の間隔で連続三回行えるもの。
 消費された蓄電池容量を 24 時間以内に充電できるもの。)
- | | | |
|----|----------|-------|
| 3. | 仕様 | 詳細図参照 |
| 4. | その他必要なもの | 1 式 |

第 3 節 工 事

2. 3. 1. 工事範囲
1. 第 2 節で明記した各機器の製作・据付工事。
 2. 第 2 節で明記した各機器間の各種配線工事。地中埋設配線及び、架空配線工事を含む。監視設備への接続は、点数増減なしの、既設信号読み替えによる。
 3. 該当機器の接地配線工事。
 4. その他、上記に伴う諸工事。

第3章 撤去工事

第1節 概 要

3. 1. 1. 概 要

本設備は、自家発電設備改築に伴い、不要になる機器及び配線配管工事の撤去を行うものである。

第2節 撤去機器

3. 2. 1. 撤去機器

- | | |
|-----------|----|
| 1. 自家発電設備 | 1式 |
|-----------|----|

第3節 工 事

3. 3. 1. 工事範囲

1. 第2節で明記した各機器の撤去工事。
2. 第2節で明記した各機器の配線撤去工事。
3. その他上記に伴う諸工事。

第4章 仮設工事

第1節 概 要

4. 1. 1. 概 要

本設備は、自家発電設備改築に伴い、切り替え期間中の機器及び配線配管工事の仮設を行うものである。

第2節 仮設機器

4. 2. 1. 仮設機器

1. 自家発電設備 1式

第3節 工 事

4. 3. 1. 工事範囲

1. 第2節で明記した各機器の設置工事。
2. 第2節で明記した各機器の配線仮設工事。
3. その他上記に伴う諸工事。